

昭和十六年十二月二十三日

日本銀行外國爲替局
調査課長 三森良二郎

大藏省爲替局
伊東管理官 殿

海外店賣買豫約爲替原相場取消承認分ニ對スル處理方法ニ關シ本行試案
別紙ノ通り供貴覽候

敬 具

海外店賣買爲替原相場取消承認
分ニ對スル出合取引處理方法

一、賣買各別ニ全額付替ヲナシタル當時（持高集中以前ノ分ヲ含ム）ノ取引ニ係ル豫約分ノ原相場ニヨル取消ニ付テハ從來取扱ヘル方法同様ニ取扱フコト（持高集中以前ノ賣爲替又ハ買爲替ニ付テハ原顧客取引當日ニ於ケル對顧客先物電信賣又ハ買相場（先物關キ加算）ニヨリ集中開始以後全額付替ヲナシタル賣爲替又ハ買爲替ニ付テハ原顧客取引當日ニ於ケル對顧客現物電信賣又ハ買相場ニヨリカバーヲ與フルモノトス）

二、賣買爲替差額付替ヲナシタル當時ノモノ竝ニ差額付替ニヨリ付替起ラサリシ當時ノモノニ對スル取扱方ニ付テハ

(一) 賣爲替(圓買)ニ對スル原相場ニヨル豫約取消ニ付テハ原顧客取引
當日ニ於ケル對顧客現物電信賣相場ニヨリカバーヲ與ヘ手数料ヲ交
付セス

(二) 買相場(圓賣)ニ對スル原相場ニヨル豫約取消ニ付テハ

(イ) 原相場ニヨル豫約取消分ニ該當スル個々ノ補償集中口ニ對スル差
額付替ニヨル原出合取引ト照合シ取消額カ原出合ノ範圍内ナルト
キ(原出合カ買爲替十萬留比ノ差額付替ノ場合ニ取消額カ十萬留
比以内ノ場合ヲ云フ)ハ前第一項ト同様ニ取扱フコト

(ロ) 原相場ニヨル豫約取消額カ補償集中口ニ對スル當該原出合取引ニ
比シ大ナル場合ニ於テハ豫約取消額中前項(イ)同様ノカバーヲ與フ

ル額ハ原出合ノ範圍ニ止メ原出合ヲ超過スル部分ニ付テハ取引當日ニ於ケル對顧客現物電信賣相場ニテカバーヲ與フルコトニ止メ手数料ハ交付セス

外に、
全額一箇中
セカレト
イ原出合取引力差額賣超過ニ對スルカバーニシテ買出合トナラザリ
シ場合ニ於テハ前項(四)ノ超過部分ト同様取引當日ニ於ケル對顧客
現物電信賣相場ニテカバーヲ與フルコトニ止メ手数料ハ交付セス

(註) 差額付替ナシタルモノヲ其後各店ヨリノ報告ヲ調査シ全額
付替ニ更正セシメタル上第一項ノ方法同様ニ出合セシムル
コト、最良ト考慮セラルルモ戦時下目下ノ情況ニ於テハ困
難ナリ

三、前各項ニ適用スル爲替相場ハ總テ内地ニ於ケル對顧客電信賣買相場ヲ
基準トナスモノトス

(註) 例之ハ孟買ニ於ケル圓賣相場八一%ナルトキ之カ補償集中ヘノ
カバ―ハ内地ニ於ケル對顧客現物電信買相場タル八〇%ニヨリ
又孟買ニ於ケル圓買相場七六%ナルトキ之カ補償集中ヘノカバ
―ハ内地ニ於ケル對顧客現物電信賣相場タル七七%ニヨリ各出
合ヲ求メ來タレルモノニシテ右内外相場ノ開キハ條約實行ニヨ
リ銀行ノ利得トナリタルモノナルモ豫約取消ニ際シ斯カル點ニ
迄政府ニテ補償スルノ要ナシト認メラル